

## 兵庫県地域年金事業運営調整会議の具体的な運営方法

### 1. 審議事項

- (1) 地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関することについて  
年金事務所が策定した地域年金展開事業（地域展開事業・地域連携事業・地域相談事業・年金委員活動支援事業）の事業計画について、取組方針や実績などの報告を受け、効果的かつ効率的な事業運営のための意見を聴取する。
- (2) 地域年金展開事業を充実させるための方策について  
地域年金展開事業を充実させるための意見交換を行う。
  - ・ 個別のテーマ（「年金説明会」「広報活動」など）に基づき、効果的かつ効率的な進め方についての意見交換
  - ・ 日本年金機構から各委員が所属する団体への協力依頼事項についての意見交換
  - ・ 新たに実施が望まれる事業についての意見交換

### 2. 開催頻度

日本年金機構三宮年金事務所長が、委員長に地域年金事業運営調整会議（以下「調整会議」という。）の開催を求め、年に1回以上開催する。

### 3. その他

- (1) 調整会議において提起された意見・要望等については、事務局において事業に活かすとともに、回答が必要な事項については、後日、事務局から委員に報告するものとする。
- (2) 調整会議における審議内容等について、議事録または議事要旨を事務局が作成する。なお、議事録または議事要旨及び会議資料は公開するものとする。